

人権に関する法律を知っていますか？

私たちは、国籍、性別、世代など様々な違いを超えて、すべての人の人権が尊重され、ともに支え合い、共に生きることができる「共生社会の実現」を目指しています。

しかし、残念ながら差別によって、「あるとき」「どこかで」「あるひと」の人権が侵害されて「生きづらさ」を感じるような社会になっています。

いまだに残る差別を解消するために2016年に3つの法律が相次いで施行されました。これらの法律の趣旨を正しく理解し、すべての人が自分のできることを考え、行動し、今まで以上に生きることの「幸せ」を感じとれる社会を築いていきましょう。

「人権」ってなに？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって守らなければならないものです。

人権三法

障害者差別解消法

ヘイトスピーチ解消法

部落差別解消推進法

それぞれにつくられた法律につくられた理由があります。今回から3回に渡り「人権三法」について紹介していきます。

●障害者差別解消法●(2016年4月1日施行)

この法律では障がいのある人もない人もお互いにその人らしさを認め合い、共存できる社会を作っていくことを目的としてできた法律です。

具体的には行政機関や事業者が障がいへの「不当な差別的取り扱いの禁止」「合理的配慮の提供」を求めるというものです。

不当な差別的取り扱い・・・正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするようなことをいいます。

合理的配慮の提供・・・障がいのある人から、手助けや必要な配慮についての意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で、その解決に向けて、その人の障がいにあったやり方や必要なく工夫をすることを合理的配慮の提供といえます。

(次月号はヘイトスピーチ解消法について)

【例】

- 障がいのあることを理由にアパートの入居を断る
- 車いすや補助犬の同伴を理由に入店を断る



【例】

- 段差がある場合にスロープ等を使って補助する
- 電話・メール・ホームページ・ファックス等多様な方法で情報提供や利用受付を行う
- 筆談・読み上げ、手話等の本人あった方法コミュニケーションを取る。



なごみ

第239号

2022年2月1日発行

編集・発行

和東町人権啓発課

(人権ふれあいセンター内)

TEL0774-78-3488

FAX0774-78-3212



みんなで築こう 人権のまちづくり



第20回

和東町人権フェスティバル

2022年3月6日(日)

午前10:30～午後3:00

第20回を記念して特別な催しを予定しています。

新型コロナウイルス感染症の予防および感染拡大防止のため状況により急遽中止となる場合があります。

情報

あなたの「はたらく」をサポート

出張相談会

「はたらく」ための一歩、お手伝いします！

月日：2月24日(木)

時間：9:30～11:30

場所：和東町役場2階商工会館研修室

お問い合わせ
お申し込み

075-682-8913

(京都府 商工労働観光部 雇用推進室)

0774-78-3488

(和東町 人権啓発課)

コロナ禍で離職を余儀なくされた方、シフトが減ったこと等によって減収となった方、転職をお考えになっている方などが対象です。

京都ジョブパーク(マザーズジョブカフェなど)やハローワークといった支援機関で受けられるサポートをご案内します。お気軽にご相談ください。

答えのない就活をあなたと共に考えます

ジョブパーク
雇用調整助成金



非正規雇用女性等就労促進事業

ひとりで悩まずご相談ください。

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題の解決や解消を援助します。人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』にお越しください。

2月の相談日

月日…2月25日(金)

時間…午後1時30分～4時

場所…人権ふれあいセンター

人権啓発課(人権ふれあいセンター内)でも人権に関わる相談を随時行っていますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先
和東町人権啓発課

(人権ふれあいセンター)

TEL 0774-78-3488

FAX 0774-78-3212

